**平成２１年（フ）第６１号**
秋田県鹿角市花輪字上中島10番地１
破産者　株式会社東京レディースファッション
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２０年（フ）第１４４号**
福島市大森字宮ノ前83番地の１
破産者　富士調査設計株式会社
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２０年（フ）第１０７３号**
東京都立川市一番町６丁目３番地の１立川一番町東58棟102号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市大塚55番地３アーバンキャッスル多摩センターⅡ103号
破産者　高田　米利
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第６６１号**
東京都墨田区緑１丁目16番４号
破産者　株式会社ジュウゴ
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第６６２号**
東京都八王子市八日町５番14―501号
破産者　今神　宣弘
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成１７年（フ）第２８６１号**
横浜市戸塚区上倉田町383番地　小串ビル301、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区扇町２丁目５番７号　互商ビル205号
破産者　グローアップ株式会社
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２２７号**
岐阜市大洞桐が丘１丁目22番地45
破産者　岡本　義弘
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第２２８号**
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉987番地の２
破産者　有限会社岡本工業
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第３７０号**
京都市中京区柳水町84　三洋六角ビル302
破産者　株式会社サンプラス
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２１８号**
奈良市西大寺北町１丁目４番25号
破産者　株式会社前川
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２０年（フ）第５６号**
鳥取県米子市旗ケ崎６丁目５番16号
破産者　株式会社大島ハウス
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２０年（フ）第８３号**
岡山市南区藤田597番地
破産者　田頭　元博
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第２５７号**
宮崎県都城市山田町山田4877番地
破産者　有限会社サン・コスモ
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第３１２号**
埼玉県坂戸市芦山町５番地10　セキヤガーデンハイツ105号室、前住所埼玉県坂戸市鎌倉町15番40号
破産者　近藤　市夫
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３２４号**
埼玉県鶴ヶ島市藤金885ー67、住民票上の住所埼玉県川越市大字安比奈新田247番地２
破産者　野口　正夫
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３２５号**
埼玉県鶴ヶ島市藤金885ー67、住民票上の住所埼玉県川越市大字安比奈新田247番地２
破産者　野口すみ子
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３５６号**
埼玉県川越市大塚新町８番地５、前住所埼玉県川越市大字南大塚213番地３
破産者　長谷川市朗
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第１５２号**
富山市富岡町131番地、前住所富山市手屋１丁目１番14号
破産者　金田　秀昭
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成１９年（フ）第１１３０号**
兵庫県姫路市田寺８丁目13番30―501号、開始決定時の住所兵庫県神崎郡神河町中村38番地の１
破産者　井上　藤男
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２０年（フ）第６１７号**
兵庫県姫路市船津町5155番地
破産者　ＯＦＦｉＣＥ青田こと　青田　　眞
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部